

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

|                       |  | 所管課   | 市民協働推進課 |
|-----------------------|--|---|---------|
| 会議名<br>(審議会等名)        | 平成 29 年度 第 5 回 嬉野市男女共同参画審議会  |   |         |
| 開催日時                  | 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 13:15～15:00   |   |         |
| 開催場所                  | 嬉野市役所 塩田庁舎 3-2,3-3 会議室   |   |         |
| 傍聴の可否                 | ○可 ・ 不可 ・ 一部不可   | 傍聴者数  | 0 人     |
| 傍聴不可・一部不可<br>の場合はその理由 |  |   |         |
| 出席者                   | 委 員  | 水山委員、辻田委員、諸岡委員、森委員、小野委員、松尾委員、<br>中島委員、藤山委員、波田委員、江口委員、槐原委員 |         |
|                       | 事務局  | 市民協働推進課長、同課副課長  |         |
|                       | その他  |   |         |
| 会議の議題                 | 1. 開会<br>2. 新委員の紹介<br>3. 会長あいさつ<br>4. 協議事項<br>(1) 次期行動計画(案)のパブリックコメント結果報告について<br>(2) 次期行動計画(案)の最終案協議について<br>(3) 平成28年度 各課の男女共同参画行動計画取組状況について<br>〈取組状況の結果検証〉<br>7. その他<br>(1) 次期行動計画書及び概要版の配布スケジュール等について<br>8. 閉会 |   |         |
| 配布資料                  | ・ 次期行動計画資料編(案)<br>「嬉野市男女共同参画審議会委員名簿」<br>「第3次嬉野市男女共同参画行動計画策定の経緯」<br>・ 次期行動計画概要版(案)  |   |         |
| 審議等の内容                | 別紙のとおり   |   |         |

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

|      |  | 所管課  | 市民協働推進課 |
|------|--|--|---------|
| 議 題  | 4. 協議事項<br>(1) 次期行動計画(案)のパブリックコメント結果報告について   |  |         |
| 内 容  | 事務局からパブリックコメント実施内容についての説明及び実施結果について報告を行った。   |  |         |
| 審議経過 | 会長   | 事務局から説明をお願いします。  |         |
|      | 事務局  | パブリックコメントについては、事前に委員さん方に計画案とチラシを送付し、実施のご連絡をしておりました。意見の募集期間は、2月19日(月)から3月15日(木)まででした。市ホームページでお知らせし、閲覧場所は、塩田庁舎市民協働推進課、嬉野庁舎1階ロビー、嬉野公民館、塩田公民館、吉田公民館、楠風館の6か所で行いました。意見の提出は、メール、郵便、FAX、直接提出の方法で実施しましたが、寄せられた意見はありませんでした。以上、報告します。 |         |
|      | 会長   | これについて、何か質問、感想ありましたらお願いします。  |         |
|      | 委員   | パブリックコメントのやり方は、なかなか難しいと思う。ホームページにしても、見れる人がどのくらいいるのか、見ても全部わかるのか、6か所に設置してあるがそこに行って意見が寄せられるのかと思った。そのくらい皆に関心がない。意見がゼロだったとしてもパブリックコメントは終わったということで「良」とされるのか事務局に聞きたい。   |         |
|      | 事務局  | 他の募集でもパブリックコメントの意見がなかったということがありますので、意見がないからと言ってパブリックコメントが成立しないということにはならず、成立すると思います。  |         |
| 会長   | 「概要版」くらいの分量だったら見る人がいて何か意見が出るかもしれませんが、計画書の分量になるとなかなか難しいところがある。大きな町に行くときちんと見て研究者や専門家等コメントする人がいるが、このくらいの規模の町になると専門職の人がいない。だから、パブリックコメントのやり方だけの問題ではないと思われます。何らかの意見が出るような形として「概要版」のようなものでパブリックコメントを求める手法は意見が出やすいかもしれませんが、これだと全体ではないのでパブリックコメント実施になるのか大変難しい。関心もだが、かなりの周知度が必要になる。 |  |         |
| その他  |  |  |         |

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

|      |  | 所管課   | 市民協働推進課 |
|------|--|---|---------|
| 議 題  | 4. 協議事項<br>(2) 次期行動計画(案)の最終案協議について   |   |         |
| 内 容  | 第3次嬉野市男女共同参画行動計画の最終案について事務局から説明し、協議を行った。   |   |         |
| 審議経過 | 会長   | 事務局から説明をお願いします。   |         |
|      | 事務局  | <p>前回審議会での意見や上野教授からのご助言に基づき修正した分と、庁舎内の課長で構成される推進本部幹事会の中で各課の取組状況の最終確認を行ってもらい修正した分を反映した後の計画書(案)をパブリックコメントにかけました。また、パブリックコメント実施後に各課の事業の取組箇所事業名の変更が担当課から出されました。理由は、平成30年度から事業名が変更されることに伴う修正です。事業の内容には影響ありませんので修正したいと思いますが修正してよろしいでしょうか。</p> |         |
|      | 全委員  | (修正の了承を得る。)   |         |
|      | 事務局  | <p>「概要版」ですが、A4用紙の4ページ分でカラー印刷になります。まだ校正段階ですが、イメージ的にはお手元にお配りしている「概要版」(案)のような感じで作成しようと考えています。</p>  |         |
|      | 会長   | 質問等ございますか。  |         |
|      | 副会長  | <p>もし良ければ、市民の関心が低いのかという話もありましたので、パブリックコメントで何も意見が寄せられなかったとしても、できれば班回覧などで市民の方に絵入りで配布すると少しは関心をもって見ていただけたらと思いますので検討をお願いしたいと思います。</p>  |         |
|      | 事務局  | 「概要版」は、全戸配布を予定しています。  |         |
|      | 副会長  | <p>これを見ればパブリックコメントで何もなかったとしても、このような取り組みがあるということがわかりやすいと思います。できればパブリックコメントの時に添付されていたら、なお良かったと思います。</p>   |         |
| 事務局  | <p>第1次も第2次も計画策定した時には全戸配布をしていますので、今回も同じように配布します。お手元の「概要版」(案)の用紙はコピー用紙ですが、完成はもっと厚手用紙で作成し4月に全戸配布を</p> |   |         |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | しようと考えています。   |
| 副会長 |  | 出来れば「概要版」と書いてあるところに「5年間保存版」とか書いてもらえば意識付けになると思います。   |
| 会長  |  | 「概要版」の中の文字が多いと思います。   |
| 副会長 |  | しかし、ゴシックで文字がはっきりしているので見やすいと思う。  |
| 会長  |  | 前回の「概要版」は、かなり豪華でお金がかかっていたような気がします。  |
| 事務局 |  | 前回の「概要版」は8ページでしたので、紙面に余裕がありましたが、今回は予算の関係もあり、4ページ分しか紙面を取ることができませんでした。  |
| 会長  |  | もう少し文字を減らせませんか。チラチラして読むのを途中でやめなくなる気がします。  |
| 委員  |  | 高齢者や目が不自由な方は読みにくいと思うかもしれない。色を使いすぎているのではないか。   |
| 事務局 |  | 基本目標の下に2～3行の横文字が入っていますが、重点目標があるので、基本目標の下の文章を削除してもいいですか。   |
| 会長  |  | 文字を減らさないと読む気が起きない感じがします。また、色をもう少し減らせませんか。   |
| 委員  |  | グリーンが見えにくいですね。  |
| 会長  |  | 内容的にはまとまっているので、あとはデザインですね。文字数も減らさないと人は読まないという習性がある。   |
| 委員  |  | 基本目標の下の文章ぐらいしか削られるところはないですね。これはなくてもいいのではないのでしょうか。   |
| 会長  |  | あとは色味を統一するといいと思います。   |
| 委員  |  | 計画書（案）の中味についていいですか。2ページの「男女共同参画社会とは性別に関係なく～」とありますが、わかりきった話ですが、性別の前に「男女の」を入れた方がよりわかりやすく丁寧ではないかと思います。また、文章の初めは一マス空けた方が読みやすいと思います。 |
| 会長  |  | どうですか。今の「男女の」と入れないとわかりにくいという感覚はありますか。   |
| 委員  |  | 性別と言えば男女だと思います。   |
| 副会長 |  | 以前に検討した中の資料2では、「男性女性に関わらず」というのを   |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     |  | 「性別に関わらず」に直した経緯があります。  |
| 会長  |  | 「性別」だけでわかるんじゃないですか。わかりにくいという程ではないと思います。かえって「男女の性別」だと考えこみます。こっちはジェンダーの話しかな、こっちは性別の話しかなと頭が混乱しそうですね。  |
| 委員  |  | 男女共同参画という大テーマがあるのであえて入れた方が良い。  |
| 会長  |  | 男女の性別とは聞いたことがありません。一般的に書きません。性別と言えば男女です。男女の性別のほかに何の性別がありますか。一般的には問題ありません。ここで多数決を取りたいと思います。「男女」を入れないと「性別」だけではひっかかると思う人いらっしゃいますか。いらっしゃらないので多数決で問題ないということになります。 |
| 委員  |  | 文頭の文章の始めは必ず一マス空けた方がよい。   |
| 会長  |  | 前は必ず行替えの時一マス空けていましたが、今では空けない方が多くなっている。   |
| 委員  |  | 一マス空けるのは文章の基本である。  |
| 会長  |  | それも変化してきている。手紙を書く時とかは一文字空けて書きますが、メールとかは一マス空けるということはない。メールの影響というのがあります。   |
| 委員  |  | そういうことで影響を受けたらいけないと思います。文章の基本であり、本文自体ちゃんと一マス空けて書いてある。一マス空けないと読みづらいと思います。   |
| 委員  |  | 文字がずれてしまうので一マス空けていないのですか。  |
| 事務局 |  | 印刷会社に確認しましたが、この具体的事業や事業の概要の部分は表扱いになるということです。普通の文章は段落をつけますが、各課の取り組みの部分は表扱いですので、基本的には段落はつけないということです。   |
| 委員  |  | 印刷の技術の問題ですね。ただ、「概要版」の表紙の文章の頭は一マス空けた方が読みやすいと思います。   |
| 会長  |  | 一マス空けると一行目の最後と二行目の最初がくっついて文字がつながるので美しくなるかもしれませんね。  |
| 委員  |  | 今までも表の中は全部一文字空けてない。  |
| 会長  |  | それでは、「概要版」は文字数を少なくして、より読みやすくすることと、色の配色をもっとシンプルにするということではいかがでしょうか。  |

|     |   |
|-----|---|
| 副会長 | 基本目標Ⅱのところでは気になったのが、文章中に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とありますが、文章を削除してしまうと、重点目標のところの「ワーク・ライフ・バランスの促進」だけでは、ワーク・ライフ・バランスの意味が市民にはわからなくなる。例えば、重点目標の下の部分に小さく※してワーク・ライフ・バランスの注釈を入れるなどすればわかりやすいと思います。言葉は使っていても正式にどういう意味なのか市民の方がわかりやすいようにするためには注釈を入れた方が良いでしょう。 |
| 会長  | ワーク・ライフ・バランスを全部取ってしまって、仕事と生活の調和だけにするのはダメですか。新しい言葉で書かれると分かりにくくなるかもしれない。  |
| 委員  | 重点目標のところを削除すればどうか。  |
| 委員  | 削除しても、結局、主の取組で出てくる。   |
| 事務局 | 主の取組のワーク・ライフ・バランスの後にカッコして仕事と生活の調和と入れますか。  |
| 会長  | そうですね。ほかにお気づきの点がありますか。表紙に「女と男 認め合い支え合う嬉野市」は必要ですか。   |
| 事務局 | スローガンのものになっています。  |
| 会長  | あった方がいいですか。インパクトありますか。  |
| 副会長 | 第2次行動計画書の表紙にはないのでスッキリしている。  |
| 委員  | 表紙に絵が入りますか。   |
| 事務局 | 絵を入れます。   |
| 副会長 | イラストが入るのであれば、要らないような気がします。  |
| 委員  | イラストが入っている方がインパクトがある気がする。   |
| 委員  | イラストが入った方が柔らか味がある。その言葉が出てきたのはどういう背景からですか。   |
| 事務局 | 平成19年度の第1次行動計画のキャッチフレーズです。当時の協議会の中で出来たもので、それを引き継いできている。   |
| 副会長 | 佐賀県の第4次基本計画書にもキャッチフレーズが入っている。   |
| 事務局 | 印刷会社から表紙の案を作ってもらっています。まだ確定ではないですが、上の方にキャッチフレーズが入っています。  |
| 会長  | そういう風に絵柄みたいにして入れればいいかもしれない。   |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | 表紙の案のようにしていいんじゃないですか。   |
| 会長  | 他にございませんか。  |
| 委員  | 計画書(案)7ページの嬉野市の動きの中の下から6行目。「嬉野市特定事業主行動計画」とありますが、これは何だろうと思っていたら、73ページに注釈が出てきた。何で7ページに注釈をしなかったのか。冒頭に出てきている時に注釈として説明した方が親切だと思う。皆さんどう思われますか。  |
| 会長  | 特定事業主とはどういう人たちなのか注釈を見てもわからない。注釈に女性活躍推進法15条と書いてありますが、15条を見ないとわからないですね。   |
| 事務局 | 15条については、計画書(案)の後ろに資料編をつけるようにしており、お手元にホチキス止めでA4の3枚をお渡ししている資料編が計画書の最後のページにくっついてくるようになります。その中に大きな項目として1番から7番まであり、1番から5番までが法律関係になります。1番が「男女共同参画社会基本法」、2番が「DV防止法」、3番が「女性活躍推進法」、4番、5番が嬉野市の男女共同参画を推進する条例と審議会規則を載せようと思っています。 |
| 会長  | 注釈を付けるとすれば、資料編の何ページ参照と書いてもらえれば親切である。  |
| 事務局 | 特定事業主は従業員数等対象条件に該当すれば必ず行動計画を作らなければならないようになっており、嬉野市も策定しています。   |
| 委員  | 特定事業主行動計画という言葉が最初に出てくるところに資料編参照と書いた方がいいと思います。   |
| 事務局 | 15条では、「国及び地方公共団体の機関、それらの長またはそれらの職員で政令で定めるもの(以下、特定事業主という)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ)を定めなければならない」と書いてあります。  |
| 会長  | 特定事業主行動計画の文言は嬉野市の動きの中に入れないといいませんか。  |
| 事務局 | 男女共同参画の取り組みとして、特定事業主行動計画の中に、女性の管理職をどのくらいにするかなど具体的な数字を上げたり、何パーセント以上とか目標を掲げているので、この文言は入れておいた方がいいです。男性の育児休業の促進など文章で表現しています。  |
| 会長  | 特定事業主行動計画にはこういうことを盛り込んであるという説明があればいいですね。<br>他に意見はありませんか。意見がなければ、第3次嬉野市共同参画行動計画は承認をいただいたということで、これが平成30年度か  |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
|     |     | ら5年間の行動計画となります。   |
|     | 事務局 | 先程、見ていただいた資料編の6番に審議会委員の名簿、7番に第3次男女共同参画行動計画策定の経緯をつけています。計画策定の経緯の方は、市民アンケートから始まり3月の策定までを載せています。この6番と7番について何かご意見ありますか。   |
|     | 副会長 | 計画策定の経緯のところ、上野教授が載っていますが、私たちは上野教授をわかっていますが、ほかの方がわかるのかと思いました。例えば、審議会委員の名簿のページに別枠で指導推進をしていただいたという文言を入れるようにしておけば、上野先生からのアドバイスをいただきながら策定したというのがわかると思います。どういう関わりをしていただいている方なのかを書いた方がいいと思います。 |
|     | 会長  | 所属や市での位置づけなどを書いたらいいのではないのでしょうか。佐賀大学教授ぐらいは入れた方がいいのではないのでしょうか。  |
|     | 委員  | 契約はどうなっていますか。アドバイザーですか。   |
|     | 事務局 | 前回の第2次行動計画策定の際は毎回審議会に来ていただいていたのでアドバイザーという位置づけでしたが、今回はアドバイザーとしてはお願いしていません。委員名簿の下のところに書くか、計画策定の経緯の下のところに書くかどちらかだと思いますが。   |
|     | 委員  | 委員名簿を縮小して、その下に別項目を立てて、上野先生の名前を書けばいいのではないですか。  |
|     | 事務局 | アドバイザーではなく、助言者になってくるでしょうね。  |
|     | 会長  | 審議会委員名簿のところに書くよりは、計画策定の経緯のところに書いた方がいいのではないか。  |
|     | 事務局 | 計画策定の経緯の下のところに助言者として上野教授の名前と所属を入れるようにします。   |
|     | 会長  | それではこれで、平成30年度から5年間の嬉野市男女共同参画行動計画ということで承認するという事よろしいでしょうか。   |
|     | 全委員 | (承認)  |
| その他 |     |   |



# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

|      |   | 所管課   | 市民協働推進課 |
|------|---|---|---------|
| 議題   | 4. 協議事項<br>(3) 平成28年度 各課の男女共同参画行動計画取組状況について   |   |         |
| 内容   | <p>事前に配布していた平成28年度 各課の行動計画取組状況について、事務局から説明し、検証・評価を行った。</p> <p>(検証・評価内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嬉野市DV被害者支援基本計画</li> </ul> |   |         |
| 審議経過 | 会長  | 協議事項(3)の説明をお願いします。  |         |
|      | 事務局   | <p>嬉野市DV被害者支援基本計画の取組状況について説明します。調査票の25ページから最後の28ページまでになります。まず、1. DVのない社会の実現を目指しての①暴力を許さない環境づくりに関する啓発と情報提供ですが、具体的事業が6つありすべて実施できています。②DV被害者が安心して相談できる体制の整備ですが、具体的事業が4つありすべて実施しております。③DV被害者の保護及び安全体制づくりですが、具体的事業が4つありすべて実施しております。最後の④自立支援の体制づくりですが、具体的事業が4つありますが、2つ未実施になっております。未実施の「DV被害者の住宅支援」ですが、住宅の相談があれば市営住宅や県営住宅などの案内はしますが、空きがないためすぐに入居ができない状況です。例えば相談者が一時保護や保護命令を受けていれば入居要件が少し緩和されたり、抽選の確率が高くなったり優遇措置があるようですが、入居要件が優遇されたとしても、そのあとは他の申込者と同じく抽選で入居が決まるためすぐに入居することが難しい状況です。次の「中間施設設置へ向けての取組」も未実施になっています。こちらは事業の実施時期がDということで将来的に実現を目指す事業になっています。現在は設置に対する検討委員会も立ち上がっておらず、まだ動き出していない状況ということで未実施の状態です。取り組み状況については以上です。</p> |         |
|      | 会長  | 何か質問ありますか。  |         |
|      | 委員  | 28ページの中間施設設置とは具体的にどんな施設ですか。   |         |
|      | 会長  | 緊急避難とその後のステップハウスという意味です。緊急避難は2週間であるが、2週間では生活設計はできないので、その後のケアは他県に行くとか、他の場所をお願いするという事になっていく。よその支援を受けているのが現状である。   |         |
| 副会長  | 同じ市内だと現実には難しいですね。すぐわかってしまう。   |   |         |

|     |   |
|-----|---|
| 会長  | エリアが狭すぎるからですね。ステップハウスを維持するにもスタッフが必要だしお金もいる。   |
| 委員  | 実際どのくらい救援を求めているのかデータはありますか。   |
| 会長  | 数件である。DV は、配偶者に限らず家族間暴力もある。   |
| 委員  | 警察は事件として表に出てこないと動かないんですよ。   |
| 会長  | 今は人身保護課で DV、ストーカー専門に動いてくれる刑事がいます。緊急時は1～2日の保護は対応できるようですが、中間施設というのはその後の生活を再建するための基盤となるものなので、お金がかかるし、そこにスタッフもいる。県にもそういう施設がありますが、簡単に受け入れてもらえない。   |
| 委員  | 県内で中間施設はありますか。  |
| 会長  | ないです。県に婦人相談所がありますが、予算枠とスタッフ枠内で運営しないといけないため、依頼しても受け入れ条件が厳しい。独自に中間施設を運営するのは物凄くお金がかかる。それに、その後のケアが必要である。  |
| 委員  | 施設はあるのに誰でもは受け入れてもらえないんですね。  |
| 副会長 | 国の施策としてきちんと形を作っていかなければいけないと思う。政策上で空き家について市町では検討をしている。刑務所から出所した人たちが再犯をしないようにさせるためには住む場所と仕事を見つけようと一生懸命やっているがなかなか難しい。総合的には住むところが必要ということなので、空き家を企画すれば空いているところがあるのではないかとということも含めて、国が縦割りだけではなく政策していかなければならないことだと思う。 |
| 会長  | DV 防止法の中にはそこまで書いてない。  |
| 委員  | 嬉野市で被害にあった方を嬉野市の施設で受け入れる訳にはいかないでしょうから、やはり国で実施していただき、よそからの人を受け入れて、地元の人にはよそで受け入れてもらうという形をとっていかないが無理ですね。   |
| 委員  | 県会議員が頑張って制度ができるように要望してほしい。  |
| 会長  | DV に限らず、家族間暴力の中でも10代の子どもたちが被害にあい、家に居られない人がいる。そういう子どもたちの場所が必要であり、大きな問題である。福祉施設では法律がなくても現実的には受け入れている。グループホームのような場所があればいい。家に居させられないという問題が顕在化していくことが大切である。  |
| 委員  | 女性・子ども家庭支援センターの職員体制はどうなっていますか。  |
| 会長  | 月水金が相談日で、1日を2人体制で行っている。市役所や警察と  |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
|     |     | <p>の連携がスムーズになった。警察署に人身保護課ができたのも助かります。センターができた当初は6割ぐらいが他市町からの相談だった。最近は他市町もそれぞれ専任スタッフを置くようになり、他市町からの相談が減った。住宅支援については、非常に難しい。お金はかかるが、本当に緊急な時にはなんとか入居できるようになれたらいいと思う。</p>  |
|     | 事務局 | <p>市民協働推進課が担当課になっていますが、第3次行動計画案では住宅支援については市営住宅の管轄の建設・新幹線課を上げています。中間的施設設置へ向けての取り組みの検討については、大きな意味で嬉野市自体に中間的施設ができるかは予算の関係で無理かもしれませんが、国・県等に働きかけをしていくということを含めて考えていますので、中間的施設を設置しないとAにならないとなると厳しいものがありますので、ご了承いただきたいと思います。</p> |
|     | 会長  | <p>住宅支援が物理的に建設・新幹線課にあるという感じはわかりますが、福祉の中にあってよさそうなものが建設・新幹線課にあるので被害者の住宅支援がうまく通じていないところがある。行政の振り分けと内容がずれている。住宅のコンクリートの方に福祉的なものが入ってくるから全然通じ合わない感じがする。</p>  |
|     | 委員  | <p>担当課に福祉課も並列すればいいと思います。</p>   |
|     | 事務局 | <p>パブリックコメントを実施した後ですが、皆さんの方で了解をいただけたらDV被害者の住宅支援の担当課に市民協働推進課をあげるかですが、今の時点で福祉課に了解をもらい入れるのは不可能ですので、市民協働推進課がDV関係を扱っておりますので、建設・新幹線課と並列してあげるとしたら市民協働推進課だけ入れるというのはどうですか。</p>  |
|     | 会長  | <p>家族間暴力による間接的なDV被害者もいる。DVは家族間暴力も入ると考えた方が住宅支援に関してはいい。精神障がい者から暴力を振るわれ一緒に居られないというケースも出てくる。閉じこもりの場合もある。</p>   |
|     | 副会長 | <p>嬉野町の時代は、公会堂前に厚生住宅があった。多分、福祉の所管だったと思う。今、建設・新幹線課になっているのは、管理、管財も含めて機構改革の中で移っていると思います。ただ主管課は建設・新幹線課であってもここにすべての課が関わっているという風にとらえたら建設・新幹線課だけあげといてもいいという気はします。ケースによって必ず連携をとらないといけない訳ですから無理して2課あげなくてもいい気がします。</p>             |
|     | 事務局 | <p>連携はしていきますのでそのままでいいですね。</p>  |
|     | 会長  | <p>協議事項(1)～(3)はこれでよろしいでしょうか。これで協議事項は終わります。</p>   |
| その他 |     |  |

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

|      |   | 所管課  | 市民協働推進課 |
|------|---|--|---------|
| 議 題  | 5. その他<br>次期行動計画書及び概要版の配布スケジュールについて         |  |         |
| 内 容  | 第3次嬉野市男女共同参画行動計画及び概要版の配布スケジュールについて、事務局から説明。 |  |         |
| 審議経過 | 事務局   | <p>新しく第3次行動計画書が完成しましたら、市のホームページに掲載します。また、審議会委員の皆様へ郵送いたします。概要版につきましては、全戸配布をいたします。配布スケジュールについては以上です。</p> <p>今年度予定の審議会については今回で最後となります。皆様のご協力により有意義な審議ができましたことを感謝いたします。どうもありがとうございました。最後に審議会委員さんの任期は今年度の平成30年3月31日をもって終了することになります。本当にありがとうございました。来年度からの委員さんについては、各関係団体に推薦依頼を行う予定ですが、今回の計画策定に携わっていただきましたので、ぜひまたお声がけがありましたら引き続き委員として関わっていただけたら幸いと思っております。本当に2年間ありがとうございました。</p> <p>これもちまして、第5回審議会を終了いたします。お疲れさまでした。この計画書については、4月になってから市長に手渡していただきたいと思っておりますので、その際はまた追って4月以降に日程を調整いたしまして、ご連絡をさせていただきたいと思っております。</p> |         |
| その他  |   |  |         |